

第15回たつの市農業委員会総会（2月定例会）議事録

令和7年2月26日（水）午前10時から第15回たつの市農業委員会総会（2月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第15回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
 - ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の

上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、11番水田達實委員、12番田淵大勝委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第84号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第84号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が4件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、揖西町[]の登記地目・畑、現況は山林、面積は231㎡です。願い出人は、[]、昭和25年以前から耕作しておらず、山林化しているため、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、新宮町[]の登記地目・畑、現況は宅地、面積は266㎡です。願い出人は、[]、平成6年頃に、隣接地に住宅建築した際にあわせて宅地化し、現在も利用しており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、宅地であると判断しました。また、

担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、揖保川町[]の登記地目・田、現況は宅地、面積は 105 m²です。願い出人は、[]、昭和 55 年月日不詳に倉庫を建築し、現在も利用しており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、御津町[]の登記地目・畑、現況は宅地、合計面積は 147 m²です。願い出人は、[]、昭和 54 年月日不詳に倉庫及び車庫を建築し、現在も利用しており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、家屋登載証明により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 84 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、8 件目の番号 728 については、[]委員に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 8 件出ておりますが、8 件目の番号 728 を除いて、先にご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,500 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、耕作面積を増やしたいと希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、耕作経験もあり、必要な農機具も所有し、季節野菜を栽培する営農計画をたてていることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の畑で、面積は 235 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で農地の耕作管理が困難なため、親族で空き家付き農地を取得し耕作を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具を知人から借りて季節野菜を栽培する営農計画をたてており、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖西町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 1,663 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は市外居住で農地の耕作管理が難しいことから、隣接農地を耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、龍野町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 746 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は市外居住で農地の耕作管理が困難なため、空き家付き農地を取得し耕作を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具は購入し、露地野菜や果樹を栽培する営農計画をたてていることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、新宮町 [redacted] の田で、面積は 1,683 m²、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は市外居住で農地の耕作管理が困難なため、農地を所得し耕作を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具は購入し、いちじくを栽培する営農計画をたてており、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、及び [REDACTED] の田及び畑で、合計面積は 3,470 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で農地の耕作管理が困難なため、以前から耕作をお願いしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 1,341 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住で農地の耕作管理が困難なため、以前から耕作をお願いしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 85 号」は、番号 728 を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に、8 件目の番号 728 についてですが、[] 委員に関する案件となりますので、[] 委員には、一時退出をお願いします。

([] 委員 退出)

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

申請地は、御津町 [] の畑で、面積は 1,457 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は、高齢で農地の耕作管理が難しいことから、以前から耕作をお願いしている譲受人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 85 号」、番号 728 は、原案のとおり

承認することに決しました。

(委員 入室)

次に、日程第4「議案第86号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第86号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、菅田町 の畑で、面積は66㎡、譲受人は 、譲渡人は 、譲渡人は体調不良で農地の耕作管理が難しいことから、以前から耕作をお願いしている譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の申請地は、揖保町 及び の畑で、合計面積は224㎡、譲受人は 、譲渡人は 県外在住で農地の耕作管理が難しいことから、現在耕作している親族である譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具を所有しており、季節野菜を栽培する営農計画をたてていることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第86号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5「議案第87号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第87号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が3件でしておりますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、揖保町[REDACTED]及び[REDACTED]の登記地目・宅地、現況地目・畑で、合計面積は451.66㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連たんしている第3種農地（3－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、譲渡人から土地を売買し、自己住宅を建築するものでございます

土地の造成期間は許可後から45日間、住宅の建設期間は許可後から120日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 1,621 m²、農地区分は住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から令和 7 年 3 月 25 日から 5 日間、施設の建築期間は令和 7 年 4 月 7 日から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]及び[REDACTED]の畑で、合計面積は 860 m²、農地区分は住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から約 30 日間、施設の建築期間は許可後から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、設置後は京セラコミュニケーションズへの停止条件付地上権設定契約を結ぶ予定であり、非 FIT 太陽光発電所による売電先の承諾も得ているため、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 87 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 88 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 88 号 農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による利用権設定で、今回設定する筆数は 157 筆、設定面積は 219,571.29 m²でございます。

各筆の明細は別紙に添付しておりますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法の規定する各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う 3 月 1 日から効力が発生します。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 88 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 89 号 地域計画策定案に対する意見について」を議題といたします。なお、本議案の詳細説明については、担当課が行うため、農林水産課武田副主幹に入室いただきます。

（武田副主幹 入室）

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 89 号 地域計画策定案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、本市が地域計画を策定するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求めるものでございます。

なお、本議案につきましては、農林水産課の担当 武田副主幹より詳細説明がでございます。

（農林水産課説明）

たつの市産業部農林水産課 武田です。「地域計画策定案に対する意見について」について、ご説明申し上げます。

別添資料をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により、本市が地域計画を定めることとされておりますが、今回、資料のとおり合計53地区につきまして各集落と協議を行い、本年度末を目途に地域計画を策定する予定であり、同法第19条第6項の規定に基づき、貴委員会へ意見を求めるものです。

本計画は、地域の農業の将来の在り方及び将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する10年後の目標等を定め、地域が地域の農業を今後どうしたいのかという意思表示を表すものです。

なお、今後の流れといたしましては、3月初旬に計画案の公告及び縦覧を2週間行い、3月末に計画の策定を目指しています。また、今回策定した計画については、これで計画が終了するのではなく、毎年内容を見直す予定です。今年度策定しない地域についても来年度以降も地域と策定に向けて協議を行い、計画を進める予定です。

以上で、農林水産課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「意義なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第89号」は「異議なし」と回答することに決しました。

（武田副主幹 退出）

次に、日程第8「議案第90号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第90号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」

平成30年に他府県の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことにより、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、改めて綱紀粛正の徹

底を図っていくこととなりました。たつの市で特に不祥事があったわけではなく、全国すべての農業委員会で申し合わせ決議を行うことになっております。決議内容につきまして、読み上げさせていただきます。

『私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。』

なお、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に1回以上同様の申し合わせ決議を継続して取り組み、法令遵守の徹底を図っていくものとします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり決定することに対してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第90号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時33分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(11 番 水田達實委員)

議事録署名委員
(12 番 田淵大勝委員)